○沖縄大学職員育児・介護休業等に関する規程

（2007年 7月9日制定）

改正　2009年12月22日
2010年10月18日
2012年12月17日
2014年12月15日
2018年 2月19日

（趣旨）

第１条　この規程は、沖縄大学職員就業規則（1994年４月１日制定。以下「就業規則」という。）第21条第２項に基づき、学校法人沖縄大学に勤務する職員の育児・休業、介護休業等に関する事項を定めるものとする。

（職員）

第２条　この規程において「職員」とは、就業規則第２条に定める者をいう。

（育児休業）

第３条　育児のために休業することを希望する職員であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし、有期・無期雇用職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。

⑴　雇用期間が１年以上であること。

⑵　子が１歳６か月（４の申し出にあっては２歳）になるまでに雇用契約がなくなることが明らかではないこと。

２　配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合､職員は、子が１歳２か月に達するまでの間に、出生日以後の産前産後の休暇期間と育児休業期間との合計が１年を限度として、育児休業をすることができる。

３　育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の事情がある場合に限り、子の１歳の誕生日から１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。この場合において、休業を開始しようとする日は、子の１歳の誕生日に限るものとする。

⑴　保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

⑵　職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

４　次のいずれにも該当する職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の１歳６か月の誕生日応当日とする。

(1)　職員または配偶者が子の１歳６か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること
(2)　次のいずれかの事情があること
（ア）　保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
（イ）　職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

5　前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は、拒むことができる。
(1)　雇用期間が１年未満の職員
(2)　申出の日から１年以内（第３項及び第４項の申出をする場合は、６か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな職員
(3)　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

6　育児休業の対象となる「子」には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）のほか、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、労働者を養育里親として委託された子も含む。

7　育児休業をすることを希望する職員は、原則として、育児休業を開始しようとする日（以下この条において「育児休業開始予定日」という。）の１か月前（第３項及び第４項の規定に基づく１歳を超える休業の場合は、２週間前）までに、育児休業申出書（様式１）を理事長に提出するものとする。

8　申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内にした最初の育児休業については、１回の申出にカウントしない。
(1)　第１項の規定に基づく休業をした者が第３項の規定に基づく休業の申出をしようとする場合
(2)　配偶者の死亡等特別の事情がある場合

9　育児休業申出書が提出されたときは、理事長は、速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式２）を交付するものとする。

１０　職員は、（育児・介護）休業期間変更申出書（様式５）により理事長に、育児休業開始予定日の１週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下この条において「育児休業終了予定日」という。）の１か月前（第３条第２項に基づく休業をしている場合は、２週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

１１　職員が育児休業終了予定日の繰上げ変更を希望する場合には、（育児・介護）休業期間変更申出書（様式５）により理事長に申し出るものとし、理事長がこれを適当と認めた場合には、繰上げた育児休業終了予定日の１週間前までに、本人に通知する。

（介護休業）

第４条　要介護状態にある家族を介護する職員は、申出により、介護を必要とする家族１人につき、延べ93日間までの範囲内で３回を上限として介護休業をすることができる。ただし､有期・無期雇用職員にあっては、申出時点において､次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

⑴　雇用期間が１年以上であること。

⑵　介護休業を開始しようとする日から93日を経過する日（以下この項において「93日経過日」という。）を超えて雇用関係が継続することが見込まれること。

⑶　93日経過日から１年を経過する日までに労働契約期間が満了し､更新されないことが明らかでないこと。

２　前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

⑴　雇用期間が１年未満の職員

⑵　申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

⑶　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

３　要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

⑴　配偶者

⑵　父母

⑶　子

⑷　配偶者の父母

⑸　祖父母、兄弟姉妹又は孫

４　介護休業をすることを希望する職員は、介護休業を開始しようとする日の２週間前までに、介護休業申出書（様式６）を理事長に提出するものとする。

５　介護休業申出書（様式６）が提出されたときは、理事長は、速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、（育児・介護）休業取扱通知書（様式２）を交付する。

６　職員は、（育児・介護）休業期間変更申出書（様式５）により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の２週間前までに理事長に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

７　職員が介護休業終了予定日の繰上げ変更を希望する場合には、（育児・介護）

休業期間変更申出書（様式５）により変更後の介護休業終了予定日の２週間前までに理事長に申し出るものとし、理事長がこれを適当と認めた場合には、速やかに本人に通知するものとする。

（子の看護休暇）

第５条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第16条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の１年間とは、４月１日から翌年３月３１日までの期間とする。

ただし、労使協定により除外された次の職員からの申出は、拒むことができる。

(1)　雇用期間が６か月未満の職員

(2)　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

２　子の看護休暇を取得しようとする者は、理事長に申し出るものとする。

３　子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。

４　子の看護休暇の申出は、（子の看護休暇・介護休暇）申出書（様式９）を提出してしなければならない。

（介護休暇）

第５条の２　要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、就業規則第16条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の１年間とは、４月１日から３月３１日までの期間とする。ただし、労使協定により除外された次の職員からの申出は、拒むことができる。

(1)　雇用期間が６か月未満の職員

(2)　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

２　介護休暇を取得しようとする者は、事前に理事長に申し出るものとする。

３　介護休暇は、時間単位で取得することができる。

４　介護休暇の申出は、（子の看護休暇・介護休暇）申出書（様式９）を提出してしなければならない。

（育児・介護のための所定外労働の制限）

第５条の３　理事長は、３歳に満たない子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために申し出た場合には、業務の正常な運営に支障

がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の申出は拒むことができる。

(1)　雇用期間が１年未満の職員

(2)　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

３　第１項に規定する申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児のための所定外労働制限申出書（様式14）を理事長に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第３項の制限期間と重複しないようにしなければならない。

４　理事長は、前項の申出を受理するに当たり、必要最小限度の各種証明書類の提出を求めることができる。

５　第３項の規定による申出がされた後に当該申出に係る子が出生したときは、育児のための所定外労働制限申出書（様式14）を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後２週間以内に、理事長に、（育児休業・育児のための所定外労働制限・育児のための時間外労働制限・育児のための深夜業制限・育児短時間勤務）対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。

６　第１項の規定による申出がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子又は家族の死亡等により申出者が子の養育をしないこととなった場合又は家族を介護しないこととなった場合には、当該申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、理事長に対して、その旨遅滞なく報告しなければならない。

７　次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)　制限終了予定日子の死亡等により制限に係る子を養育しないことになり又は家族を介護しないこととなった場合　当該事由が発生した日

(2)　制限に係る子が３歳に達した場合　当該３歳に達した日

(3)　申出者について、産前産後の休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合産前産後の休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第６条　理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則第13条の規定及び時間外労働に関する協定にか

かわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、１か月について24時間、１年について150時間を超えて時間外労働させないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、育児のための時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を申し出ることができない。

⑴　日々雇用の職員

⑵　雇用期間が１年未満の職員

⑶　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

３　第１項に規定する申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上、１年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日（以下この条において「制限終了予定日」という。）を明らかにして、制限開始予定日の１か月前までに、（育児・介護）のための時間外労働制限申出書（様式７）を理事長に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第３項の制限期間と重複しないようにしなければならない。

４　理事長は、前項の申出を受理するに当たり、必要最小限度の各種証明書類の提出を求めることができる。

５　第３項の申出がされた後に当該申出に係る子が出生したときは、（育児・介護）のための時間外労働制限申出書（様式７）を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後２週間以内に、理事長に、（育児休業・育児のための所定外労働制限・育児のための時間外労働制限・育児のための深夜業制限・育児短時間勤務）対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。

６　第３項の申出がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、申出に係る子又は家族の死亡等により申出者が子の養育をしないこととなった場合又は家族を介護しないこととなった場合には、当該申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、理事長に対して、その旨遅滞なく報告しなければならない。

７　次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

⑴　制限終了予定日とされた日の前日までに、子又は家族の死亡等により制限に係る子を養育しないこととなり又は家族を介護しないこととなった場合　当該事由が発生した日

⑵　制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合　子が６歳に達する日の属する年度の３月31日

⑶　申出者について、産前産後の休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合

産前産後の休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日

（育児・介護のための深夜業の制限）

第７条　理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合は、就業規則第10条の規定にかかわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前５時までの間に労働させてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、深夜業の制限を申し出ることができない。

(1)　日々雇用の職員

(2)　雇用期間が１年未満の職員

(3)　申出に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

ア　深夜において就業していない者（１か月について深夜における就業が３日以下の者を含む。）であること。

イ　心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。

ウ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後８週間以内でない者であること。

(4)　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

３　第１項に規定する申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上６か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日（制限終了予定日）を明らかにして、制限開始予定日の１か月前までに、（育児・介護）のための深夜業制限申出書（様式８）を理事長に提出するものとする。

４　理事長は、前項の申出を受理するに当たり、必要最小限度の各種証明書類の提出を求めることができる。

５　第３項の申出がされた後に当該請求に係る子が出生したときは、（育児・介護）のための深夜業制限申出書（様式８）を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後２週間以内に、理事長に、（育児休業・育児のための所定外労働制限・育児のための時間外労働制限・育児のための深夜業制限・育児短時間勤務）対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。

６　第３項の申出がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、申出に係る子又は家族の死亡等により申出者が子の養育をしないこととなった場合又は家族を介護しないこととなった場合には、当該申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、理事長に対して、その旨遅滞なく報告しなければな

らない。

７　次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1)　制限終了予定日とされた日までに、子又は家族の死亡等により制限に係る子を養育しないこととなり又は家族を介護しないこととなった場合　当該事由が発生した日

(2)　制限終了予定日とされた日までに、制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合　子が６歳に達する日の属する年度の３月31日

(3)　制限終了予定日とされた日までに、申出者について、産前産後の休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合　産前産後の休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日

（育児・介護のための短時間勤務）

第８条　３歳に満たない子を養育する職員又は要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、就業規則第10条の所定労働時間について、勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて２時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様又は介護の状況から必要とされる時間について、30分を単位として短縮することができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、育児のための勤務時間の短縮及び介護のための勤務時間の短縮の申出は拒むことができる。

(1)　日々雇用の職員

(2)　１日の所定労働日数が６時間以下である職員

３　第１項に規定する育児のための短時間勤務をしようとする者は、１回につき、１年以内（ただし、３歳に達するまで。）の期間について、短縮を開始しようとする日（以下この条において「短縮予定日」という。）及び短縮を終了しようとする日（以下この条において「短縮終了日」という。）を明らかにして、原則として、短縮予定日の１か月前までに、育児のための短時間勤務申出書（様式10）を理事長に提出しなければならない。

４　第１項に規定する介護のための短時間勤務をしようとする者は、介護休業とは別に、利用開始の日から３年の間で２回までの範囲内で、短縮予定日及び短縮終了日を明らかにして、原則として、短縮予定日の２週間前までに、介護のための短時間勤務申出書（様式11）により理事長に申し出なければならない。

５　職員が第３項の育児のための短時間勤務申出書（様式10）又は前項の介護のための短時間勤務申出書（様式11）を提出したときは、理事長は、速やかに申出者に対し、（育児・介護）短時間勤務取扱通知書（様式12）を交付しなければならない。

（育児・介護のための始業・終業時刻の繰上げ及び繰下げ）

第９条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則第10条の２の規定にかかわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、30分単位で始業・終業時刻の繰上げ・繰下げを行うことができる。ただし、育児のための繰上げ及び繰下げについては１時間以内、介護のための繰上げ及び繰下げについては２時間以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、子を養育するための始業・終業時刻の繰上げ及び繰下げを申し出ることができない。また、第１号、第２号及び第４号のいずれかに該当する職員は、介護のための始業・終業時刻の繰上げ及び繰下げを申出することができない。

(1)　日々雇用の職員

(2)　雇用期間が１年未満の職員

(4)　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

３　第１項に規定する申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上、１年以内の期間について、始業・就業時刻の繰上げ及び繰下げを行う期間を明らかにして、開始しようとする日の１か月前までに、（育児・介護）のための始業・終業時刻の（繰上げ・繰下げ）申出書（様式13）を理事長に提出するものとする。

（給与等の取扱い）

第10条　基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　育児・介護休業をした期間については、支給しない。ただし、介護休業93日を超えてやむを得ず休職する場合は、日本私立学校振興・共済事業団の加入資格を喪失させないため、理事会の判断によって、最長３か月、休職する前の給与（俸給、諸手当）の100分の20を支給することができる。

(2)　第５条の規定及び第５条の２の規定による制度の適用を受けた日については有給とする。

２　育児・介護休業をした期間及び第５条の２から第９条で定める期間に係る他の給与等については、育児・介護休業等に適用される国家公務員給与法又は沖縄県職員の給与に関する条例の規定を準用する。

（社会保険）

第11条　育児休業を取得した場合、健康保険及び共済年金保険の被保険者負担分並びに事業者負担分は免除される。

２　介護休業を取得したことにより給与が支払われないこととなる月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に法人が納付した額を翌月10日までに職員に請求するものとし、職員は法人が指定する日までに支払うものとする。

（税金、返済金等）
第12条　育児・介護休業中における住民税及び各種貸付金の返済金等は、毎月所定の期日までに法人へ納入しなければならない。
（復職後の勤務）
第13条　育児・介護休業後に復職する職は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。
２　前項の規定にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、休業直前の部署及び職務の変更をすることができる。
３　前項の規定による変更をするときは、育児休業終了予定日の１か月前又は介護休業終了予定日の２週間前までに決定し、通知するものとする。
（不利益扱いの禁止）
第14条　職員は、育児・介護休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。
（育児休業等に関するハラスメントの防止）
第15条　すべての職員は第１条～第９条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。
２　１の言動を行ったと認められる職員に対しては、沖縄大学職員就業規則又は沖縄大学ハラスメントの防止等に関する規程に基づき、厳正に対処する。
第16条　育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護のための短時間勤務に関して、この規程に定めのないことについては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他法令の定めるところによる。
（改廃）
第17条　この規程の改廃は、労働組合との議を経て、理事会が行う。

附　則

この規程は、2007年 7月10日から施行する。

附　則（2009年12月22日改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。（第9条第1項、第2項、第3項の追加）

附　則（2010年10月18日改正）

この規程は、2010年10月18日から施行する。（第10条第1項の改正）

附　則（2012年12月17日）

この規程は、2012年12月17日から施行する。（法人名の変更）

附　則（2014年12月15日）

この規程は、2014年12月15日から施行する。（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児介護休業法）の改正（2010年6月

30日施行）に伴う改正）

附　則（2018年2月19日）

　この規程は、2018年2月19日から施行する。（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児介護休業法）の改正（2017年10月1日施行）に伴う改正）

様式１（第３条関係）

育児休業申出書

理事長　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」第３条に基づき、下記のとおり
育児休業の申出をします。

記

１　休業に係る子の状況	(1)　氏名	
	(2)　生年月日	
	(3)　本人との続柄	
	(4)　養子の場合、縁組成立の年月日	年　　月　　日
	(5)　(1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託さた子の場合、その手続きが完了した年月日	年　　月　　日
２　１の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1)　氏名 (2)　出産予定日 (3)　本人との続柄	
３　休業の期間	年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで （職場復帰予定日　平成　　年　　月　　日）	
４　申出に係る状況	(1)　１歳までの育児休業の場合は休業開始予定日の１か月前、歳を超えての休業の場合は２週間前に申し出て	いる・いない　→　申出が遅れた理由 ［　　　　　　　　　　　］
	(2)　１の子について育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある　→　再度申出の理由 ［　　　　　　　　　　　］
	(3)　１の子について育児休業をしたことが ※　１歳を超えての休業の場合は記入の必要はありません。	ない・ある　→　　年　月　日から 年　月　日まで 再度の休業の理由 ［　　　　　　　　　　　］
	(4)　配偶者も育児休業をしており、規則第３条第３項に基づき１歳を超えて休業しようとする場合	配偶者の休業開始（予定）日 年　　月　　日
	(5)　(4)以外で１歳を超えての休業の申出の場合	休業が必要な理由 ［　　　　　　　　　　　］
	(6)　１歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	配偶者が休業　している・していない

様式２（第３条関係）

（育児・介護）休業取扱通知書

殿

理事長　　　　　　　　　　　印

あなたが　　　　年　　月　　日にされた［育児・介護］休業の申出について、「育児・介護休業等に関する規程」［第３条・第４条］に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。
（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項に若干の変更があり得ます。）

記

１　休業の期間等	(1)　適正な申出がされていましたので申出どおり　　年　　月　　日から　年　　月　　日まで休業してください。職場復帰予定日は、　　　年　　　月　　　日です。 (2)　申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を　　年　　月　　日にしてください。 (3)　あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。 ［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ (4)　あなたが　　年　　月　　日にした休業申出は撤回されました。 (5)（介護休業の場合のみ）申出に係る対象家族について介護休業又は介護短時間勤務ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護休業ができる残りの回数及び日数は、（　　）回（　　）日になります。
２　休業期間中の取扱い等	(1)　休業期間中については給与を支払いません。 (2)　所属は　　　　　　　のままとします。 (3)・（育児休業の場合のみ）あなたの社会保険料は免除されます。 ・(介護休業の場合のみ) あなたの社会保険料本人負担分は、　月現在で１月約　　　　円ですが、休業を開始することにより、　　月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに大学から支払い請求書を送付します。 指定された日までに下記へ振り込むか、人事担当者に持参してください。 振込先： (4)　税については市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従って支払ってください。 (5)　毎月の給与から天引きされる返済金がある場合には、支払い猶予の措置を受けることができますので、人事担当者に申し出てください。
３　休業後の労働条件	(1)　休業後のあなたの基本給は、　　　級　　号　　　　　円です。 (2)　　　　年　　月の賞与については算定対象期間に　　日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。 (3)　退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。 (4)　復職後は原則として　　　　で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが､休業終了１か月前までに正式に決定し通知します。 (5)　あなたの　　　年度の有給休暇はあと　　　　日ありますので､これから休業期間を除き　年　　月　　日までの間に消化してください。 次年度の有給休暇は、今後　　日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて　　　　日の有給休暇を請求できます。
４　その他	(1)　お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に人事担当者あて電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後２週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。 (2)　休業期間中についても大学の福利厚生施設を利用することができます。

様式３（第３条、第５条の３、第６条、第７条及び第８条関係）

（育児休業・育児のための所定外労働免除・育児のための時間外労働制限・
育児のための深夜業制限・育児短時間勤務）対象児出生届

理事長　　　　　　　　　殿

［届出日］　　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　印

私は、　　　　年　　月　　日に行った［育児休業の申出・時間外労働制限の申出・深夜業制限の申出・育児短時間勤務の申出］において出生していなかった「育児休業・時間外労働制限・深夜業制限・育児短時間勤務」に係る子が出生しましたので、「育児・介護休業等に関する規程」［第３条・第５条の３・第６条・第７条・第８条］に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　出生した子の氏名

２　出生の年月日

様式４

（育児・介護）休業申出撤回届

理事長　　　　　　　　　殿

［届出日］　　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」［第３条・第４条］に基づき、
年　　月　　日に行った［育児・介護］休業の申出を撤回します。

様式５（第３条及び第４条関係）

（育児・介護）休業期間変更申出書

理事長　　　　　　　　　殿

［変更申出日］　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」［第３条・第４条］に基づき、
　　年　　月　　日に行った［育児・介護］休業の申出における休業期間
を下記のとおり変更します。

記

１　当初の申出における休業期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
２　当初の申出に対する法人の対応	休業開始予定日の指定 ・　有　→　指定後の休業開始予定日 年　　月　　日 ・　無
３　変更の内容	(1)　休業［開始･終了］予定日の変更 (2)　変更後の休業［開始･終了］予定日 年　　月　　日
４　変更の理由 （休業開始予定日の変更の場合のみ）	

（注）　１歳６か月まで及び２歳までの育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

様式６（第４条関係）

介護休業申出書

理事長　　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」第４条に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

１　休業に係る家族の状況	(1)　氏名	
	(2)　本人との続柄	
	(3)　介護を必要とする理由	
２　休業の期間	年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで （職場復帰予定日　平成　　年　　月　　　日）	
３　申出に係る状況	(1)　休業開始予定日の２週間前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 ［　　　　　　　　　　　　　　］
	(2)　１の家族について、これまでの介護休業をした回数及び日数	回　　　　　日
	(3)　１の家族について、これまで介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある　(　　回) 既に2回連続して撤回した場合、再度申出の理由 ［　　　　　　　　　　　　　　］

様式７（第６条関係）

（育児・介護）のための時間外労働制限申出書

理事長　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」第６条に基づき、下記のとおり［育児・介護］のための時間外労働の制限の申出をします。

記

		育　児	介　護
１　申出に係る家族の状況	(1)　氏名		
	(2)　生年月日		／
	(3)　本人との続柄		
	(4)　養子の場合の縁組成立年月日		／
	(5)　(1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託さた子の場合、その手続きが完了した年月日		／
	(6)　介護を必要とする理由	／	
２　育児の場合、１の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1)　氏名 (2)　出産予定日 (3)　本人との続柄		
３　制限の期間	年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで		
４　申出に係る状況	(1)　制限開始予定日の１か月前に請求して いる・いない→請求がおくれた理由 ［　　　　　　　　　　　　　　　　］		

様式８（第７条関係）

（育児・介護）のための深夜業制限申出書

理事長　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」第７条に基づき、下記のとおり［育児・介護］のための深夜業の制限の申出をします。

記

		育　児	介　護
1　請求に係る家族の状況	(1)　氏名		
	(2)　生年月日		／
	(3)　本人との続柄		
	(4)　養子の場合の縁組成立年月日		／
	(5)　(1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託さた子の場合、その手続きが完了した年月日		／
	(6)　介護を必要とする理由	／	
2　育児の場合、１の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1)　氏名 (2)　出産予定日 (3)　本人との続柄		
3　制限の期間	年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで		
4　申出に係る状況	(1)　制限開始予定日の１か月前に申出をして いる・いない→申出がおくれた理由 ［　　　　　　　　　　　　］ (2)　常態として１の子を養育できる又は１の家族を介護できる16歳以上の同居の親族が　　　いる・いない		

様式９（第５条・第５条の２関係）

（子の看護休暇・介護休暇）申出書

理事長　　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」第５条及び第５条の２に基づき、下記のとおり［子の看護休暇・介護休暇］の申出をします。

記

		子の看護休暇	介護休暇
1　申出に係る子の状況	(1)氏　名		
	(2)生年月日		
	(3)本人との続柄		
	(4)　養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5)　(1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託さた子の場合、その手続きが完了した年月日		
	(6)　介護を必要とする理由		
2　申出理由			
3　取得する日	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで　（　日　時間　）		
4　備　考	年　月　日～　年　月　日（１年度）の期間において		
	（育児）　対象　人　日 取得済日数・時間数　日　時間 今回申出日数・時間数　日　時間 残日数・残時間数　日　時間	（介護）　対象　人　日 取得済日数・時間数　日　時間 今回申出日数・時間数　日　時間 残日数・残時間数　日　時間	

（注１）　当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。
３については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。
（注２）　子の看護休暇の場合、取得できる日数は、小学校就学前の子が１人の場合は年５日、２人の場合は年10日となります。介護休暇の場合、取得できる日数は、対象となる家族が１人の場合は年５日、２人以上の場合は年10日となります。

様式10（第８条関係）

育児のための短時間勤務申出書

理事長　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　学部　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」第８条に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

記

１　短時間勤務に係る子の状況	(1)　氏名	
	(2)　生年月日	年　　月　　日
	(3)　本人との続柄	
	(4)　養子の場合、縁組成立年月日	
	(5)　(1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託さた子の場合、その手続きが完了した年月日	
２　１の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1)　氏名 (2)　出産予定日 (3)　本人との続柄	
３　希望する短時間勤務の期間及び時間	年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで	
	勤務時間：　　時　　分　～　　時　　分 休憩時間：　　時　　分　～　　時　　分	
４　請求に係る状況	(1)　短時間勤務開始予定日の１か月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 ［　　　　　　　　　　　］
	(2)　１の子について短時間勤務の申出を撤回したことが	ある・ない → 再度申出の理由 ［　　　　　　　　　　　］

様式11（第８条関係）

介護のための短時間勤務申出書

理事長　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」第８条に基づき、下記のとおり介護短縮時間勤務の申出をします。

記

1　短時間勤務に係る家族の状況	(1)　氏名	
	(2)　本人との続柄	
	(3)　介護を必要とする理由	
2　希望する短時間勤務の期間及び時間	年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで	
	勤務時間：　　　時　　分から　　時　　分まで ☐毎日　　　☐その他［　　　　　　　　　　］	
3　申出に係る状況	(1)　短時間勤務開始予定日の２週間前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 ［　　　　　　　　　　　］
	(2)　１の家族について最初の介護短時間勤務を開始した年月日、及びこれまでの利用回数	［最初の年月日］ 年　　月　　日 ［回数］ 回
	(3)　１の家族について介護短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある　（　　回） →既に２回連続して撤回した場合、再度申出の理由

様式12（第８条関係）

（育児・介護）短時間勤務取扱通知書

殿

理事長　　　　　　　　　　　　印

あなたが　　　　年　　月　　日にされた［育児・介護］短時間勤務の申出について、「育児・介護休業等に関する規程」第８条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）

記

１　短時間勤務の期間等	・適正な申出がされていましたので申出どおり　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで短時間勤務をしてください。 ・申し出た期日が遅かったので短時間勤務を開始する日を　　　　年　　月　　日にしてください。 ・あなたは以下の理由により対象者ではないので短時間勤務をすることはできません。 ［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ ・（介護短時間勤務の場合のみ）申出に係る対象家族について介護短時間勤務又は介護休業ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護短時間勤務ができる期限は、　年　　月　　日までで、（　　　回）となります。
２　短時間勤務期間の取扱い等	(1)　短時間勤務中の勤務時間は次のとおりとなります。 始業（　　時　　分）　　終業（　　時　　分） 休憩時間（　　時　　分～　　時　　分（　　分）） (2)　（産後１年以内の女性従業員の場合）上記の他、育児時間１日２回30分の請求ができます。 (3)　短時間勤務中は原則として所定時間外労働は行わせません。 (4)　給与等については、育児・介護休業等に適用される国家公務員給与法又は沖縄県職員の給与に関する条例を準用します。 (5)　賞与及び退職金の算定にあたっては、短時間勤務期間中も通常勤務をしたものとみなして計算します。
３　その他	お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に人事担当者あて電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後２週間以内の日を法人（←文言確認）と話し合って決定していただきます。

様式13（第９条関係）

（育児・介護）のための始業・終業時刻の（繰上げ・繰下げ）申出書

理事長　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　　　印

私は「育児・介護休業等に関する規程」第９条に基づき、下記のとおり始業・就業時刻の（繰上げ・繰下げ）のための申出をします。

記

<table>
<tr><th></th><th></th><th>育　児</th><th>介　護</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1　申出に係る家族の状況</td><td>(１)氏名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(２)生年月日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(３)本人との続柄</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(４)養子の場合の縁組成立年月日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(5)　(1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託さた子の場合、その手続きが完了した年月日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(6)　介護を必要とする理由</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2　始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ時間</td><td colspan="3">始業時間、終業時間を　　時間　　　分　（繰り上げる・繰り下げる）</td></tr>
<tr><td>3　始業・就業時刻の繰上げ・繰下げを行う期間</td><td colspan="3">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>4　申出に係る状況</td><td colspan="3">時差出勤開始予定日の１ヶ月前に申し出て
いる・いない　→　申出が遅れた理由
[　　　　　　　　　　　　　　　　　　]</td></tr>
</table>

様式14（第５条の３関係）

（育児・介護）のための所定外労働制限申出書

理事長　　　　　　　　殿

［申出日］　　　　　年　　月　　日
［学部学科］　　　　学部　　　　学科
部署名
氏　名　　　　　　　　　　　印

私は、「育児・介護休業等に関する規程」第５条の３に基づき、下記のとおり育児のための所定外労働の制限の申出をします。

記

		育　児	介　護
１　申出に係る家族の状況	(1)　氏名		
	(2)　生年月日		
	(3)　本人との続柄		
	(4)　養子の場合の縁組成立年月日		
	(5)　(1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託さた子の場合、その手続きが完了した年月日		
	(6)　介護を必要とする理由		
２　育児の場合、１の子が生まれていない場合の出産の状況	(1)　氏名 (2)　出産予定日 (3)　本人との続柄		
３　制限の期間	年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで		
４　申出に係る状況	制限開始予定日の１か月前に申出をして いる・いない→申出が遅れた理由 ［　　　　　　　　　　　　　　　　　］		